

防災・減災、国土強靱化の継続・拡充を求める意見書

近年、気候変動の影響を受けて、観測史上最大を超える豪雨による甚大な被害が、全国各地で頻繁に発生している。また、南海トラフ巨大地震の発生確率も高まってきている。このような大規模な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る「防災・減災、国土強靱化」は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況から、国においては、国土強靱化を加速化・深化させていくことを目的に、「国土強靱化計画」を作成・改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるところである。本町においても、国の「国土強靱化計画」を受けて、本年6月に「播磨町国土強靱化地域計画」を作成し、計画的に対策を進めているところである。

しかしながら、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の期限は令和3年3月末までとなっている。現状では、激甚化する豪雨による河川の氾濫、堤防の決壊等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興へとつながるよう「防災・減災、国土強靱化」はより一層、十分な予算の安定的かつ継続的な確保が必須である。

よって、国においては、激甚化する自然災害に万全を期し、国民の生命と財産を守るため、下記事項に取り組まれるよう、強く要望する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続き、対象事業の拡大と、令和3年度からの5年間の別枠として必要・十分な予算を確保すること。
- 2 社会基盤施設の機能を災害時にも確実に発揮させるため、継続的な施設の修繕・更新等、予防保全への転換と老朽化対策に必要な予算を安定的に確保すること。
- 3 災害に備え、安定的な人の移動や物流の確保に向けた強靱な道路ネットワーク構築を着実に推進すること。
- 4 着実な治水事業に加えて、国、地方自治体、企業、住民等流域に関わるあらゆる関係者の連携のもと流域全体で行う治水、いわゆる「流域治水対策」を推進すること。
- 5 頻発化する広域的な大規模災害時において、迅速かつ円滑な復旧等を可能にし、また、国民に最も身近な存在である基礎自治体を支えていくことができるよう、地方整備局等の体制を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月9日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（防災）
国土強靱化担当大臣 様

兵庫県播磨町議会